

広報かんら

おしらせ版 No.1175



2020年
7月15日号
発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

おしらせ

全国瞬時警報システム
「Jアラート」
情報伝達試験を実施

📢 8月5日(水) 午前11時頃

人工衛星から瞬時に伝達するJアラートを使用した情報伝達試験が全国一斉に実施されます。

なお、当日の災害発生・気象状況などにより伝達試験は中止される場合があります。

問い合わせ 総務課庶務係 (☎内線211)

甘楽町結婚新生活支援補助金のごあんない

結婚を機に町内に新たに住宅を購入または賃借する新婚夫婦に対し、住居費および引越し費用の一部を補助します。

対象となる世帯 (次の条件に全て当てはまる世帯)

①令和元年10月1日以降に結婚し、夫婦双方の婚姻日における年齢が65歳以下で本町に住所がある夫婦

②令和元年分の夫婦の所得の合計額が800万円未満の世帯 (離職した人は含めない)

③町税等の滞納がない世帯

④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯

⑤過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯

対象となる費用

【住居費】 新婚夫婦の婚姻の日の2年前以降に、新たに購入または賃借した住居の購入費または賃料 (勤務先からの住宅手当の額を除く)、敷金、礼金 (保証金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料等で令和元年10月1日以降に支払いをしたもの。

【引越費用】 新婚夫婦の両方または一方が住居費の対象となる住宅へ引越しをした際に、引越し業者または運送業者に支払った費用で令和元年10月1日以降に支払いをしたもの。

補助金の額 最高30万円

※申請方法など詳細はお問い合わせください。

申請・問い合わせ

ここにこ甘楽 健康課福祉係
(☎内線602・603)

甘楽町特定疾患等患者見舞金の申請について

町では、特定疾患等の患者またはその保護者に対して見舞金を支給しています。

次の条件を満たして受給されていない人は、ご相談ください。

※前年度見舞金を受給された人には8月に現況届を郵送します。

対象者 甘楽町に居住する人で、①②③のいずれかに該当し、令和元年分の所得税年額が3万2400円以下の人

①群馬県が実施する指定難病もしくは小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けている人

②人工肛門または人工膀胱の手術を受けた人

③慢性腎不全による人工透析を受けている人

見舞金 月額2000円 (9月と3月に各月までの分を支払います)

必要書類 ①受給者証 (指定難病もしくは小児慢性特定疾病の人)

②認印 ③見舞金振込口座の通帳

申請・問い合わせ

ここにこ甘楽 健康課福祉係
(☎内線602・603)

広告